

ウイルス性肝硬変・肝がんの医療費助成等に関する意見書

我が国のウイルス性肝炎患者・感染者は、B型・C型合わせて350万人に上ると言われ、国内最大の感染症、すなわち「国民病」として、その克服は国民的課題である。

こうした中、薬害C型肝炎訴訟、集団予防接種B型肝炎訴訟により、肝炎ウイルス感染に関する国の責任が明らかとなり、各特別措置法の制定と運用により感染被害者の個別救済が進んできた。

しかし、厚生労働省が集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害者は約40数万人であると推定しているにもかかわらず、いまだ原告数は約1万人にとどまるなど、時間経過に伴う証拠の散逸により多数のB型・C型肝炎ウイルス感染被害者が裁判上の救済を受けられないでいる。

さらに、現行の医療費助成制度は、抗ウイルス療法であるインターフェロン・核酸アナログ製剤に限定され、より重篤な病態である肝硬変・肝がん患者の入院費用・手術費用など、抗ウイルス療法と直接関連のない医療費には適用されず、肝硬変・肝がん患者の医療費自己負担額は極めて高くなっている。

また、平成22年から、肝疾患にも身体障害者福祉法上の障害認定がなされているが、その医学上の認定基準は極めて厳しく、現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を發揮していないとの指摘が現場の医師らからも多くなされ、障害者手帳の認定基準について、早急に患者の実態に配慮した基準の緩和・見直しを行うべきである。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項について早期に実現を図るよう強く要望するものである。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月18日

千葉市議会